

件名	教職員の時短勤務について
受付日	令和5年2月3日
ご意見・ご提案の概要	現在教職員は子どもが未就学児の内は時短勤務を選択できるが、小学生になるとできなくなる。低学年の子どもを一人で留守番させるのは怖いし、学童も遅くまでは預かってくれない。子どもが小学生の間は時短勤務を可能にしてほしい。
県の考え方	育児短時間勤務及び部分休業の承認については、「地方公務員の育児休業等に関する法律」において、「小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため」（第10条及び第19条）とされております。岐阜県においても同様の運用としていることに御理解いただきますようお願いいたします。
担当課	教育委員会 教職員課